

平成25年度玉城町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品および役務（以下、「物品等」という。）の調達を推進することにより障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 対象範囲

この調達方針は、玉城町の全組織を対象とする。

3 調達する物品等及びその目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、町が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

物品等	目標額
物品（啓発物品、記念品、軽食、加工食品、その他） 役務（清掃業務、除草作業、その他）	350千円

4 調達推進に関する事項

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これら情報を各部署に提供する。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。
- (3) 自立支援協議会などの関係機関と連携し、各施設の個別課題を踏まえた受・発注者間のマッチングに取り組む。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (5) 調達実績については、翌年度に概要をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

5 調達方針に関する窓口

この調達方針の担当窓口は、生活福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は発注元の部署が行うものとする。